

第3章 印西市の子育ての目指す方向

1 本計画の方向

印西市の子育て環境をより充実していくことを目的に、本計画の基本理念を定めます。

〈 基本理念 〉

「子どもが健やかに育ち 安心して子育てできるまち」

誰もが安心して子どもを出産し、子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができ、全ての子どもが健やかで心豊かに成長できる環境づくりのため、「家庭」を基本としながら、地域、学校、民間企業、行政などが協働・連携して取り組みます

本計画では、基本理念を実現するためと、子ども・子育て支援を幅広い視点で推進していくため、4つの基本目標を定めます。

〈 基本目標 〉

基本目標 1 : 子どもが安心して成長できる環境づくり

基本目標 2 : 子どもと親の健康づくりと子育て家庭への支援の充実

基本目標 3 : 個性豊かな子どもを育む教育の充実

基本目標 4 : 子育て家庭が住みよい環境づくり

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定め、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1：子どもが安心して成長できる環境づくり

子どもの安全・安心な居場所をつくり、その健全な育成を図るため、子どもたちの放課後や週末等の居場所づくりに取り組むとともに、異年齢や世代間の交流、体験活動の充実を図ります。

貧困が世代を超えて連鎖することや、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、経済的な理由や家庭環境等によって困難を抱える子どもに対して、学習習慣の定着及び子どもの居場所の提供に努めます。

基本目標2：子どもと親の健康づくりと子育て家庭への支援の充実

子どもと保護者にとって心身の健康は充実した生活の基本であることから、親子の健康の保持増進をより一層図るとともに、望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。

障がいのある子どもが住み慣れた地域でいきいきと成長できることが求められているため、自立して生活していけるような環境づくりに努めます。

全国で児童虐待の事件が後を絶たない現状を踏まえ、今後も育児不安や虐待等の問題に早期に対応するための相談体制の整備・充実を図ります。

基本目標3：個性豊かな子どもを育む教育の充実

核家族化が進むことによる子どもの生活形態の変化や、地域との関わりや人間関係の希薄化などを背景に、家庭・地域の「教育力」の低下が懸念されているため、子どもの成長に応じて、親子でともに学び、適切な情報や学ぶ機会を得る場の整備と相談体制の充実に努めます。

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化している中、次代を担う子どもたちを育成するため、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の調和を図り、生きる力を育む教育を推進します。

基本目標4：子育て家庭が住みよい環境づくり

少子化や核家族化が進む中、育児の孤立化や育児不安が大きくなる前に支援することが重要であることから、子育て家庭が身近な地域で切れ目ない支援を受けられる体制づくりを推進するとともに、子育てに関する相談体制や情報提供体制の充実に努めます。

基本目標 1 子どもが安心して成長できる環境づくり

■ 施策の体系

基本目標		施策		具体的な施策	
1	子どもが安心して成長できる環境づくり	1	子どもたちの「居場所」づくりの推進	①	児童館等の充実
				②	児童遊園・子どもの遊び場の充実
				③	保育園の園庭開放
				④	学童保育（学童クラブ）の整備
				⑤	放課後子ども教室の充実
				⑥	子どもの学習支援事業の実施
		2	子どもの体験活動の充実	①	多様な体験活動の提供
				②	スポーツ活動の推進

施策 1 子どもたちの「居場所」づくりの推進

■ 現状と課題

○児童館・子どもふれあいセンター

- ・健全な遊びをとおして子どもたちの健やかな成長を積極的に図っていくため、市内に4か所の児童館等が整備されています。
- ・地域や年齢の異なる子ども同士の交流を深め、仲間づくりの輪を広げることができるよう、一層の充実が求められます。
- ・子育て中の家庭に向けた情報の提供や子育て相談を行い、幅広い子育て支援を進めることが求められます。

○児童遊園・子どもの遊び場

- ・児童遊園・子どもの遊び場については市内に10か所設置されており、施設を安全・安心に利用していただくために、遊具等の維持管理を継続しています。

○保育園の園庭開放

- ・公立保育園については、保育園や幼稚園に未就園の子どもとその保護者を対象に、同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーションの場として園庭を開放しています。

○学童保育（学童クラブ）

- ・市内に29か所の「学童クラブ」があり、毎週月曜日から金曜日までは下校時から午後7時まで、土曜日及び学校休業日は午前8時から午後7時まで開所しています。
- ・学童クラブの受け入れ対象学年は小学校6年生までですが、定員以上の受け入れをしている現状より、増築等を検討しながら定員増を進めることが求められています。

○放課後子ども教室

- ・市内2か所の小学校で放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

○子どもの学習支援事業

- ・子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の子どもに対して学習習慣の定着及び子どもの居場所を提供することを目的に事業を実施しています。

■ 施策の方向

○児童館については、地域や年齢の異なる子ども同士の交流を深め、幅広い年齢層が利用でき、仲間づくりの輪を広げることができるような“魅力ある児童館”を目指します。

○児童遊園・子どもの遊び場については、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とした健全育成の場を提供します。

○保育園の園庭開放については、同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーションの場として継続的に実施します。

○学童保育（学童クラブ）については、公立・民間を問わず学童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図り、待機児童解消に努めます。

○放課後子ども教室については、全ての子どもを対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに成長できる環境づくりを行います。

○子どもの学習支援事業については、生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の子どもに対して学習習慣の定着を図るとともに、社会性を育む子どもの居場所を提供することにより、社会的孤立をなくすことを目的に実施していきます。今後は地域による格差がないよう、事業を実施する会場の拡充が求められます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
児童館等の充実	○児童館等は、そうふけ児童館、いんば児童館、子どもふれあいセンター、中央駅前地域交流館の4館を設置しています。 ○児童館では、地域の子どものために健全な遊びの場を提供するとともに、子どもたちの健康を増進し情緒を豊かにするために、施設ごとに事業を展開しています。	子育て支援課

児 童 遊 園 ・ 子どもの遊び 場の充実	○子どもたちの健康を増進し情緒を豊かにすることを目的とし、健全育成の場を提供しています。 ○児童遊園：6か所 （六軒弁天児童遊園、木下児童遊園、鎌刈児童遊園、造谷児童遊園、瀬戸児童遊園、師戸児童遊園） ○子どもの遊び場：4か所 （木下池田子どもの遊び場、木下町並み子どもの遊び場、荒野子どもの遊び場、やわら子どもの遊び場）	子育て支援課
保育園の園庭 開放	○保育園や幼稚園に未就園の子どもとその保護者に対し、公立保育園の同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーションの場として園庭を開放しています。	保育課
学 童 保 育 （学 童 クラ ブ）の整備	○待機児童が発生しているまたは見込まれる地区において、学童クラブの新設及び増設を実施します。	
放課後子ども 教室の充実	○放課後子ども教室の実施・支援を行いながら、教室の増設を目指します。	生涯学習課
子どもの学習 支援事業の実 施	○生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の小学校4年生から18歳までを対象に、毎週水曜日と土曜日に「子どもの学習支援事業」を実施し、学習習慣の定着を図るとともに、社会性を育む子どもの居場所を提供しています。	子育て支援課

施策2 子どもの体験活動の充実

■ 現状と課題

○多様な体験活動

- ・豊かな人間性や生きる力の育成に向け、異年齢・世代間の交流や自然とのふれあい体験、遊びなど、様々な体験活動の充実を図ることが必要です。
- ・教育センター主催の親子で参加する自然科学体験学習では、それぞれのニーズに合った魅力ある企画が求められます。

○スポーツ活動

- ・スポーツをとおして子どもたちの健やかな成長を支援するため、各種大会の支援や小学生と親を対象にしたニュースポーツ教室などの実施に努める必要があります。
- ・大人から子どもまで参加できる「総合型地域スポーツクラブ」への継続的な支援や、学校体育施設の有効活用を進める必要があります。

■ 施策の方向

- 自主性やコミュニケーション能力、思考力や発想力、判断力や行動力などを育むとともに、人間性、感性に訴えかける心の教育のために、多様な体験活動の充実に努めます。
- 家庭・地域・学校が連携して親と子のふれあいの機会を充実させるとともに、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどの子どもたちの地域活動が活発に行われるための環境整備を推進します。
- 世界に羽ばたく競技者の育成を目指し、実績と指導力を持つアスリートによる技術指導や競技に取り組む姿勢、メンタルトレーニングなどについて学ぶ教室を実施します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
多様な体験活動の提供	○奉仕等体験活動や自然科学体験学習、みどりの少年団活動などの実施に努めます。	指導課
スポーツ活動の推進	○スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブへの継続的な支援に努めます。 ・軟式学童野球（8団体） ・空手道（5団体） ・サッカー（3団体） ・ラグビーフットボール（1団体） ・ミニバスケットボール（1団体） ・バレーボール（1団体） ・卓球（1団体） ・柔道（1団体） ・軟式中学野球（1団体） ○主に中学生を対象としたスポーツ教室を実施しています。 （これまでに実施した競技） 陸上競技、テニス、水泳、バレーボール、サッカー、卓球、バドミントン等	スポーツ振興課

基本目標2 子どもと親の健康づくりと子育て家庭への支援の充実

■ 施策の体系

基本目標		施策		具体的な施策	
2	子どもと親の健康づくりと子育て家庭への支援の充実	1	子どもと親の健康づくりの推進	①	安心して妊娠・出産できる環境の確保
				②	乳幼児に対する相談・健康診査の充実
				③	「食育」の推進
				④	小児救急医療体制の充実
		2	障がいのある子どもと家庭への支援の充実	①	障がいの早期発見・早期対応など
				②	療育相談・指導、情報提供の充実
				③	障がい児保育・教育の充実
				④	福祉サービスの充実
		3	ひとり親家庭への支援の充実	①	経済的支援制度等の充実
				②	相談体制の充実
		4	児童虐待を防止する体制づくりの推進	①	虐待の発生予防
				②	虐待の早期発見・早期対応

施策1 子どもと親の健康づくりの推進

■ 現状と課題

○安心して妊娠・出産できる環境

- ・母子健康手帳交付時の面接では、出産や育児に対する不安を抱える妊婦が多くなっています。
- ・支援の必要な妊婦を早期に把握し、妊娠中から出産前後の支援の充実が必要となっています。

○乳幼児に対する相談・健康診査

- ・乳幼児健診受診率は高くなっていますが、未受診者の中には支援を要する子どもや家庭が含まれているため、全数把握できる体制づくりが必要となっています。

○食育

- ・子どもたちの正しい食習慣の形成のため、「食育」の一層の推進が必要となっています。
- ・妊産婦の食事では、バランスの良い食事の摂り方についての質問が多くなっています。
- ・乳幼児期の食事では、偏食、食事内容や量に関する相談が多くなっています。
- ・望ましい食習慣を身に付け、育児不安の解消につながるよう、各種教室などによる支援を行う必要があります。
- ・幼児期の食習慣が学童期につながることも考えられるため、より良い食習慣を身に付けるための支援が必要となっています。

○小児救急医療体制の充実

- ・救急医療体制の充実を図るため、救急医療運営事業への財政支援を実施しています。
- ・受診のタイミングや医療機関の場所等に関する情報提供の充実を図り、不安を軽減することが必要となっています。

■ 施策の方向

- 妊娠・出産・育児に向け母子ともに健康な生活が送れるよう支援し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援または不安を解消できるよう、相談や仲間づくりを支援します。
- 幼児期に各健診や専門相談等を実施し、成長発達に支援が必要な幼児の早期発見及び親の育児不安等に対し適切な支援を行うことで、親子の健康の保持増進を図ります。また、虐待予防の観点からも、乳児家庭の全数把握に努めます。
- 妊娠期、乳幼児期をとおして、望ましい食習慣を身に付け、心身の健全育成を図り、不安を解消できるように各種教室づくりや、講座・健診等における相談など発達段階に応じた適切な支援に努めます。
- 幼児期以降も各種食育教室等において、望ましい食習慣の実践、正しい知識で食品選択、豊かな食生活と食体験に向け推進していきます。
- 保健・福祉・教育の連携を図り、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動の取り組みも進めます。
- 小児救急医療体制については、市内の医療機関と連携を図っていくとともに、印旛市郡小児初期救急診療所や小児救急相談事業等の周知に努めます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
安心して妊娠・出産できる環境の確保	○母子健康手帳交付事業、プレママクラス、妊婦健康診査、妊産婦・新生児訪問事業（乳児全戸訪問事業含む）、助産師等による電話相談事業などを引き続き実施します。 ○出生時の体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関への入院を必要とする乳児に対し、治療にかかる医療費を公費で負担します。	健康増進課 子育て支援課
乳幼児に対する相談・健康診査の充実	○乳児相談事業、乳児健康診査、幼児健診（1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）、健診事後相談事業（子育て相談、ことばの相談等）などを引き続き実施します。	健康増進課
「食育」の推進	○離乳食教室、親子食育教室、就学時健診健康教室、家庭教育学級、出前講座などを引き続き実施します。	
小児救急医療体制の充実	○救急医療運営事業への財政支援、小児救急相談事業等の周知などを実施しています。	

施策2 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

■ 現状と課題

- 障がいのある子どもへのサポートにあたっては、日常生活を送れるための環境の整備を進めていく必要があります。
- 障がいのある子どもが住み慣れた地域でいきいきと成長でき、その人らしく自立して生活していけるような配慮が必要となっています。

■ 施策の方向

- 保健、医療、福祉、教育の連携を図り、障がいを早期に発見し、適切な療育が実施されるよう、支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの福祉向上や保護者の負担軽減のため、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある子どもの保育、教育等に関する情報提供や相談を実施します。
- 「印西市障害者プラン」と連動して、施策の推進を図ります。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
障がいの早期発見・早期対応など	○幼稚園、保育園、保健センター、医療機関等と連携を図ることにより、障がいを早期に発見できるよう努めます。	障がい福祉課
療育相談・指導、情報提供の充実	○日常生活における基本的な動作、集団生活への適応訓練等様々なニーズに応じて、適切な指導ができるよう療育体制の充実を図ります。 ○就学前の子どもの成長や発達心配について相談を受け、専門の職員がアドバイスを行う各種相談事業（発達相談、小児神経相談、作業療法相談、運動発達相談、言語聴覚相談、巡回相談）の充実を図り、適切な指導及び療育につなげています。 ○ホームページへの掲載や各関係機関にチラシ等を配布し、情報提供を行います。	
障がい児保育・教育の充実	○特別支援教育の充実に努めます。 ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用 ・指導補助や支援のための非常勤職員の配置 ・特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実	学務課 指導課
福祉サービスの充実	○全ての子どもが、健やかに成長するため、乳幼児療育部署、保育・教育部署等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援を受けられるよう支援しています。	障がい福祉課

施策3 ひとり親家庭への支援の充実

■ 現状と課題

- 近年、離婚や未婚等によってひとり親家庭が増加する傾向にあり、ひとり親が抱える育児・家事への負担が、子どもの健やかな成長を阻んでいる状況があります。
- ひとり親家庭は、母子家庭、父子家庭を問わず子育ての負担が大きくなる傾向があるため、ひとり親家庭が抱える悩みに対応できるよう相談体制の充実や適切な支援を行うことが必要です。
- きめ細かな福祉サービスを展開し、適切な支援を行い、ひとり親家庭の自立・就業を支援することが必要となっています。

■ 施策の方向

- 子育てや生活の支援策、就業支援策、経済的支援策等、社会的に自立・安定した生活を送れるよう総合的な対策を適切に実施します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
経済的支援制度等の充実	○ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ファミリー・サポート・センター利用料金助成を実施しています。	子育て支援課
相談体制の充実	○ひとり親の自立に必要な助言や支援を行うための相談体制を整備・充実します。	

施策4 児童虐待を防止する体制づくりの推進

■ 現状と課題

- 全ての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援策を講ずるとともに、福祉関係者のみならず医療、保健、教育、警察等、地域における関係機関の協力体制の構築が重要となっています。
- 「印西市子ども虐待防止対策協議会」においては、要支援児童、要保護児童及び特定妊婦を対象とし、関係機関で連携して様々なケースへの対応に努めています。
- 育児不安や虐待等の問題に早期に対応するための相談体制の整備・充実が必要です。

■ 施策の方向

- 子育てに関する相談機能の充実や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業、養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスの充実に努め、虐待の発生予防を図ります。
- 虐待の早期発見・早期対応のため、地域の関係機関との連携を積極的に図ります。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
虐待の発生予防	○子育て家庭の不安や悩みの解消に向け、相談体制の整備充実に努めます。 ○出産後間もない時期を中心に支援を行います。	子育て支援課
虐待の早期発見・早期対応	○「印西市子ども虐待防止対策協議会」を組織し、関係機関等との連携により、虐待の早期発見・早期対応に努めます。 また、実務者会議や個別支援会議を設置し、個別の事案に対する情報共有や具体的な支援内容等を検討します。	

基本目標 3 個性豊かな子どもを育む教育の充実

■ 施策の体系

基本目標		施策		具体的な施策	
3	個性豊かな子どもを育む教育の充実	1	家庭・地域の「教育力」の向上	①	家庭教育への支援の充実
				②	地域の「教育力」の向上
		2	就学前教育の充実	①	幼児教育についての情報提供
				②	幼稚園における教育、子育て支援の充実
				③	幼稚園、保育園等、小中学校との連携体制の強化
		3	学校教育の充実	①	確かな学力の育成
				②	豊かな心の育成
				③	健やかな体の育成
				④	悩みごと相談体制の充実
				⑤	信頼される学校づくり
		4	次代の親の育成	①	人権教育の推進
				②	思春期保健対策
				③	父親育児支援事業の推進

施策 1 家庭・地域の「教育力」の向上

■ 現状と課題

- 核家族化が進み、地域との関わりも少なくなり、子どもの生活形態も変化し、人間関係の希薄化による家庭の「教育力」の低下が懸念されています。
- 本市では、「家庭教育学級」の開催や育児講座など、家庭の教育力を向上させる事業を実施しています。今後も、子どもの発達・成長過程の各時期の課題に応じた、適切な情報や学ぶ機会を得る場の整備と相談体制の充実を一層進める必要があります。
- 本市の子どもを育てるため、家庭・地域・学校・行政が同じ目標を持って協働して地域の教育力を総合的に高めていくとともに、各種の活動を支援する必要があります。

■ 施策の方向

- 子どもの発達・成長過程の各時期の課題に応じた、適切な情報や学ぶ機会を得る場の整備と相談体制の充実に努めます。

- 図書館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等、多くの親が集まる様々な機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。
- 自然環境を活かした子どもたちの豊かな体験活動を実施し、また、地域の人材を生涯学習講座の講師として活用するなど、さまざまな地域資源を活用し、地域の「教育力」の向上を図ります。
- 家庭・地域・学校・行政が同じ目標を持って協働して地域の教育力を総合的に高めていくため、活動の推進に努めます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
家庭教育への支援の充実	○家庭教育学級を実施します。 ・公立幼稚園・小中学校での家庭教育学級の開設 ・家庭教育指導員の配置	生涯学習課
地域の「教育力」の向上	○地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業を実施します。 ・中学校区ごとに学校や地域で活躍する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の推進	

施策 2 就学前教育の充実

■ 現状と課題

- 幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、就学前の教育の充実が求められています。
- 幼稚園においては「幼稚園教育要領」のもとに、保育園においては「保育所保育指針」の中で、「生きる力」の基礎となる心情・意欲・態度を育てています。

■ 施策の方向

- 保育園における教育については、内容を検証しながら推進するとともに、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実を検討します。
- 幼稚園や保育園での教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園、保育園等と小学校との連携体制を構築していきます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
幼児教育についての情報提供	○情報提供と学習機会の充実に努めます。 ・ 幼児教育に関する様々な情報提供 ・ 組織的・計画的な園内研修の推進 ・ 保護者や地域懇談会の開催	指導課
幼稚園における教育、子育て支援の充実	○個に応じた教育の推進に努めます。 ・ 子ども発達センター、健康増進課等の連携 ・ 相談支援ファイルを活用した早期就学相談の実施 ・ 介助や指導補助のための非常勤講師の配置	
幼稚園、保育園等、小中学校との連携体制の強化	○幼稚園・保育園等・小中学校の連携を充実します。 ・ 職場見学や体験を通しての交流 ・ 諸行事を通じての交流 ・ 情報交換会の開催	

施策 3 学校教育の充実

■ 現状と課題

- 子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、このような中で次代を担う子どもたちを育成していくためには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の調和を図り、生きる力を育むことが重要になっています。
- 各学校の特色を活かした指導を行い、次代の担い手である子どもたちが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるように、教育環境の整備に一層努める必要があります。
- 小中学校とも地域の生涯学習活動との連携や放課後児童への対応などをさらに進めることが必要となっています。
- 学校での道徳教育を充実させ、子どもの豊かな心の育成に資するように努めることが必要です。
- 学校や学級における教育相談体制づくりが求められています。

■ 施策の方向

- 子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を充実し、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができる環境の強化を図ります。
- 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむことができるよう体育の授業を充実させるとともに、運動部活動についてもボランティア指導者を活用するなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

- 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けるための健康教育を推進します。
- 日常の場で相談や悩みごとが話し合える学級や学校における教育相談体制づくりを充実します。
- 豊かな心を育むため、子どもたちの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を充実します。
- 家庭、地域との連携による学校づくりや学校における安全の確保などによる「信頼される学校づくり」をさらに推進します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
確かな学力の育成	○個性や能力を伸ばす教育の推進に努めます。 ・学級経営相談支援の実施 ・漢字級別認定テスト「印西漢字マスター」の実施 ・計算力認定テスト「印西計算マスター」の実施 ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開の推進 ○指導法等の研修の充実に努めます。 ・教材研究等に関する研修会の開催 ・ＩＣＴ実技研修会及びＩＣＴ活用研修会の開催	指導課
豊かな心の育成	○道徳教育の充実に努めます。 ・道徳教育全体計画の改善と校内推進体制の充実 ・道徳教育授業実践研修会の開催 ○人権教育の推進に努めます。 ・人権教育全体計画の改善と心を育てる教育の充実 ・人権教育研修の実施 ・いじめに関するアンケートの定期的な実施 ・家庭・地域や関係機関との連携による人権意識の啓発 ○文化芸術体験事業の充実に努めます。 ・さわやかハートフルコンサートの開催 ・小学校芸術鑑賞教室の開催	
健やかな体の育成	○学校体育の充実に努めます。 ・中学校武道学習における外部指導者の活用 ・運動を楽しむ能力を育成するための授業改善指導 ○運動部活動の充実に努めます。 ・部活動サポート事業による指導者派遣 ・部活動補助金交付事業による経済的支援 ・部活動の適切な運営に向けた指導・助言	

	○健康教育の充実に努めます。 ・保健指導教材の整備 ・薬物乱用防止教育の推進	指導課
悩みごと 相談体制の 充実	○教育相談の充実に努めます。 ・面接相談・電話相談の充実 ・不登校児童生徒等の相談の充実 ・関係機関との連携 ・訪問指導の充実 ・スクールカウンセラー等の活用 ・学校諸問題に対する助言・指導	
信頼される 学校づくり	○安全教育の充実に努めます。 ・交通安全教室の実施 ・防犯教育の実施 ○児童生徒・園児の安全確保に努めます。 ・学校安全に関する計画やマニュアルの見直しと定期的な施設点検 ・防犯ブザー及び自転車通学用ヘルメットの貸与 ○通学路の安全確保に努めます。 ・全小学校区の安全マップの作成及び関係機関への配布 ○学校情報公開と地域の連携に努めます。 ・学校ホームページを活用した学校広報の充実 ・地域人材の活用	

施策 4 次代の親の育成

■ 現状と課題

- 現在、小中学校において、人権尊重の精神を涵養する教育及び体験活動等による乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを行っています。
- 中学生・高校生など、これから親になっていく世代が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにすることが必要です。
- 育児関連の講座を開設し、乳幼児期の子どもの成長に関する正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなどの学習機会の提供を推進する必要があります。
- 仕事と家事・育児を両立するためのワークライフバランスの実現を目指し、今後は男性の子育てのあり方について、意識啓発に努める必要があります。

■ 施策の方向

- 中学生・高校生等が、子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭、命の大切さを理解することができるようにするため、保育の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。
- 子どもたちが、自分の「性」「生」を大事にできるよう、関係部署が連携を図り命の大切さを学ぶ機会を増やす取り組みを推進します。
- 男女が共に主体的に子育てをし、ワークライフバランスを図りながら子育てのできる社会の実現に向けて、父親の育児支援を推進していきます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
人権教育の推進	○人権教育の推進に努めます。 ・人権尊重や男女共同参画の視点に立った各教科での実施	指導課
思春期保健対策	○新生児科医師による命の授業、助産師及び保健師による性に関する教育、妊婦疑似体験、沐浴人形の貸出などを実施します。	健康増進課 指導課
父親育児支援事業の推進	○父親育児セミナー実施 ・仕事と子育ての両立に向けて、父と子を対象とした実技型の育児セミナーの実施 ○父親子育て手帳配布 ・母子健康手帳の配布時に、父親が子育てに参加するための基礎知識を掲載した父親子育て手帳の配布	子育て支援課

基本目標 4 子育て家庭が住みよい環境づくり

■ 施策の体系

基本目標		施策		具体的な施策	
4	子育て家庭が住みよい環境づくり	1	地域子育て支援の充実	①	子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の充実
				②	利用者支援事業の実施
				③	ファミリー・サポート・センター事業の実施
				④	子育てヘルプサービス事業の実施
				⑤	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施
				⑥	ブックスタート事業の実施
				⑦	子育て世代包括支援センターの設置
				⑧	子ども家庭総合支援拠点の整備
				⑨	養育支援訪問事業の実施
				⑩	産後ケア事業の実施
		2	多様な保育サービスの充実	①	保育園等における保育サービスの充実
				②	安全に配慮した保育の推進
		3	子育て家庭に対する経済的支援の充実	①	手当・医療費の助成等

施策 1 地域子育て支援の充実

■ 現状と課題

- 少子化や核家族化が進む中、子どもを安心して育てていくためには、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくりが重要となっています。
- 子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず地域コミュニティにおいてサポートしていく仕組みづくりが必要となっています。
- 「次世代育成」の環境を整備するためには、地域の様々な資源を活かしながら連携する「ネットワークづくり」をさらに進めていき、その強化に努めていく必要があります。
- 親が子育てについて多くの不安や悩みを抱えている現状があり、それらの不安や悩みを解消していくため、子育てに関する相談体制や情報提供体制を充実させていくことが必要となっています。
- 利用者支援事業については利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による育児相談を市内

9箇所で開催しており、子育てに関する悩み相談のほか、保育園や幼稚園、子育て支援施設などの利用についての情報提供などを行っています。

現在は保育園等の地域における子育て施設が増加しているため、移動相談などのさらなる事業の拡充が求められます。

○ファミリー・サポート・センター事業については、育児の援助を行いたい人（提供会員）と援助を希望する人（利用会員）からなる会員組織による育児に関する相互援助活動を行っています。現在は利用会員の増加に対して提供会員の入会が少ないため、提供会員の増員を図ることが課題となっています。

○子育てヘルプサービス事業については、一時的に家事、育児等の支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより、保護者と児童等の生活の安定を図り、ゆとりある子育てを支援しています。充実したサービスを提供するため、さらなる事業者の確保が必要です。

○子育て短期支援事業（ショートステイ）については、保護者の疾病や育児疲れ、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張などで、家庭で子どもの養育をすることが一時的に困難となったときに子どもを預けることができます。

○ブックスタート事業については、乳児相談に来場されている親子を対象に、絵本の読み聞かせを行い、親子が言葉と心进行かわすかけがえのないひとときを応援しています。

今後、事業に際して絵本の読み聞かせを行うボランティアの確保が求められます。

○子育て世代包括支援センター

- ・母子保健法の改正（平成 28 年）により、全ての児童が健全に育成されるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、子育て世代包括支援センターを開設することにより、切れ目のないきめ細やかな必要な支援を提供する体制を整備します。

○子ども家庭総合支援拠点

- ・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務に努めることが求められます。特に、要支援児童や要保護児童、特定妊婦等への支援の必要性が高まっています。

○養育支援訪問事業の実施

- ・妊婦が若年である家庭、出産後間もない時期の養育者が子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、または食事・衣服・生活環境等について不適切な養育状態にある家庭などに対し、適切な養育を確保するための支援が求められています。

○産後ケア事業の実施

- ・出産後に家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない産婦及びその乳児に対して、安心して子育てできるように、心身のケアなどの支援体制が求められています。

■ 施策の方向

- 地域において安心して子育てができるよう、支援体制の基盤整備をさらに進めます。
- 子どもと親が一緒に遊びを楽しむ中で、子育てについての情報交換や親同士の交流を深め、親子がともに育つ場づくりを推進します。
- 子育てサークルの結成や活動を支援するとともに、各サークルが自主的に活動する中で、子育ての孤立化が軽減できるように充実を図ります。
- 乳幼児の子育て中の親子が気軽に集まって子育てに関する情報交換や悩みを分かち合うことができるように、「地域子育て支援拠点事業」の機能の充実を図ります。
- 地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業などを実施することにより、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、保育園などとの連携体制の一層の充実に努めます。
- 利用者支援事業については、保育園等の地域における子育て施設が増加しているため、今後は移動相談などのさらなる事業の拡充を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業については、サービス内容の充実及び提供会員の増員を目標にさらなる会員募集の周知を行っていきます。
- 子育てヘルプサービス事業については、サービスを提供する事業者数が不足しているため、利用者に対して充実したサービスを提供できるよう新規事業者の開拓に取り組みます。
- ブックスタート事業については、親子に対して絵本の読み聞かせを行うボランティアが各会場で必要なため、読み聞かせボランティアの確保に努めます。また、ボランティアの研修を実施し、さらなる事業の充実を図ります。
- 子育て世代包括支援センターを開設することにより、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職員が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携調整することにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供し、育児不安の軽減や虐待予防に努めます。
- 子ども家庭総合支援拠点について、地域資源や必要なサービスを繋いでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努め、子育て世代地域包括支援センターとの一体的な整備を進めていきます。
- 養育支援訪問事業を実施することにより、妊娠期からの継続的な支援や出産後間もない時期の養育支援、また虐待の恐れやリスクを抱える家庭に応じた育児指導や家事援助など、適切な支援に努めます。
- 産後ケア事業の実施により、産後に心身の不調または強い育児不安のある産婦へ休養の機会を提供し、また心身のケアや育児の支援等を提供するなど、安心して子育てができる支援体制の整備に努めます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)の充実	○子育て支援センターでは子どもの遊び場を通して親子の交流を図るとともに、発育や健康、子育てに関する悩みや疑問についての相談や親子のふれあいを提供しています。 ○滝野子育て支援センター、小林子育て支援センターのほか、各児童館・保育園内に子育て支援センター等を設置し、「地域子育て支援拠点事業」を実施しています。 【主な事業】 ・子育て講座、子育て相談、離乳食講座、ベビーマッサージ、リズム遊び、公園遊び、親子のふれあい事業、母親講座など	子育て支援課
利用者支援事業の実施	○育児に関すること、幼稚園・保育園等の入園に関すること、子育て支援サービスに関することなどについて利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）が窓口や電話及び児童館・子育て支援センター等で相談、情報提供、助言を行います。	
ファミリー・サポート・センター事業の実施	○乳幼児から小学生の保護者等を会員とした組織（育児の援助を行いたい人と育児の援助を希望する人）による、相互援助活動の支援を行います。 【援助内容】 ・保育施設等の開始時間まで、児童の一時預かり ・保育施設等の終了時間後、児童の一時預かり ・保育施設等と援助活動を行う場所までの児童の送迎 ・保育施設等の休日などの事由がある場合、臨時的な児童の預かり ・冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際に児童の一時預かり ・その他	
子育てヘルプサービス事業の実施	○在宅している妊産婦や一時的に家事、育児等の支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより、保護者と児童等（小学生まで）の生活の安定を図り、ゆとりある子育てを支援します。 【サービス内容】 ・育児に関すること（授乳、沐浴、おむつ交換等） ・妊産婦の身体介助 ・家事に関すること（食事の準備、後片付け、買い物、洗濯、居室の掃除など）	
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)の実施	○保護者の疾病、育児疲れ、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張などにより、家庭での養育が一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等の利用により必要な保護を行います。	

ブックスタート事業の実施	○乳児相談対象の赤ちゃんと保護者に対して、乳児相談の会場において、ボランティアによる絵本の読み聞かせ及び絵本のプレゼントを実施します。	子育て支援課
子育て世代包括支援センターの設置	○妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦・乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産、子育てに関する各種の相談、情報提供、助言、保健指導を行い、必要に応じて支援プランを策定し、保健、医療、福祉、教育等の関連機関と連絡調整をすることで、切れ目のないきめ細やかな支援を行います。	子育て支援課 健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の整備	○子ども及び妊産婦等の福祉に関する支援業務を包括的・継続的に行う拠点の整備を推進します。	子育て支援課
養育支援訪問事業の実施	○養育支援が必要である家庭に対して、適切な養育の確保を目的として、保健師や助産師、ヘルパーが訪問をします。	
産後ケア事業の実施	○産後ケアが必要である産婦及び乳児に対して、医療機関または助産施設において宿泊や通所による支援を提供します。	

施策2 多様な保育サービスの充実

■ 現状と課題

- 市内には、平成31年4月1日現在において、認可保育園23園、認定こども園6園、小規模保育施設1園があります。
- 保育の量の見込みに対して受け入れできる量が不足しており、平成31年度現在待機児童の解消に至っていません。
- 生活様式の多様化や社会・産業構造の変化などから、子育てと仕事を両立するためには、多様な保育サービス提供が求められています。

■ 施策の方向

- 認可保育園の定員増や弾力化、低年齢児童を中心とする受け入れ枠の拡大等を図り、保育園入所待機児童の解消に努めます。
- 通常保育・延長保育の実施を継続するとともに、保育園等における保育サービスの充実を推進します。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
保育園等における保育サービスの充実	○延長保育、一時預かり事業、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施します。	保育課

安全に配慮した保育の推進	○安全への取り組みを推進するため、運営費補助金の充実を図り、保育施設を支援します。 ○安全な保育を実現する体制をつくるため、保育士の処遇改善補助金の充実を図り、保育士の確保に努めます。 ○衛生面の配慮や保護者の負担を軽減するため、保育園等で使用したオムツは、各施設で処分します。	保育課
--------------	--	-----

施策３ 子育て家庭に対する経済的支援の充実

■ 現状と課題

- 「子ども医療費助成事業」については、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的な負担軽減を図るため、千葉県助成基準に上乗せし、入院・通院ともに中学校３年生までの医療費の自己負担分の全部または一部を助成しています。
- 子育て世帯のさらなる負担軽減と、高校生等の保健の向上を目的として「高校生等医療費助成事業」も実施しています。
- 「児童手当」については、子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校修了前の児童を養育している保護者の方に支給しています。
- 「児童扶養手当」については、ひとり親家庭の家計を支える上で不可欠なものとなっています。
- 児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭等の親と子どもに対し、保険診療の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費等助成事業」を実施しています。
- 現在運用されている制度についてさらなる周知を図り、適正な申請及び支給が行われるよう努めます。

■ 施策の方向

- 国等の動向を注視し、現在の経済的支援策を維持しながら、次世代の社会を担う子育て家庭への支援の充実に努めます。

■ 具体的な施策

施策名	事業内容	担当課
手当・医療費の助成等	○子ども医療費助成事業、高校生等医療費助成事業、児童手当給付事業、児童扶養手当給付事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業などを実施しています。	子育て支援課

3 子ども・子育て環境の整備（教育・保育の量の見込みと提供体制）

1 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めます。

さらに、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとともに、提供体制の確保の内容を示す必要があります。

本計画における「区域」の設定については、提供区域の実情に応じた教育・保育の量の見込み及び確保方策とするため、市内を3つの区域に設定しました。

また、本市においては、特に千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅周辺において宅地開発が進められており、今後も人口増加が見込まれる中、その影響による状況変動を比較検討し対応する必要があることから、第1期計画と同様の区域としました。

■ 保育に関する区域

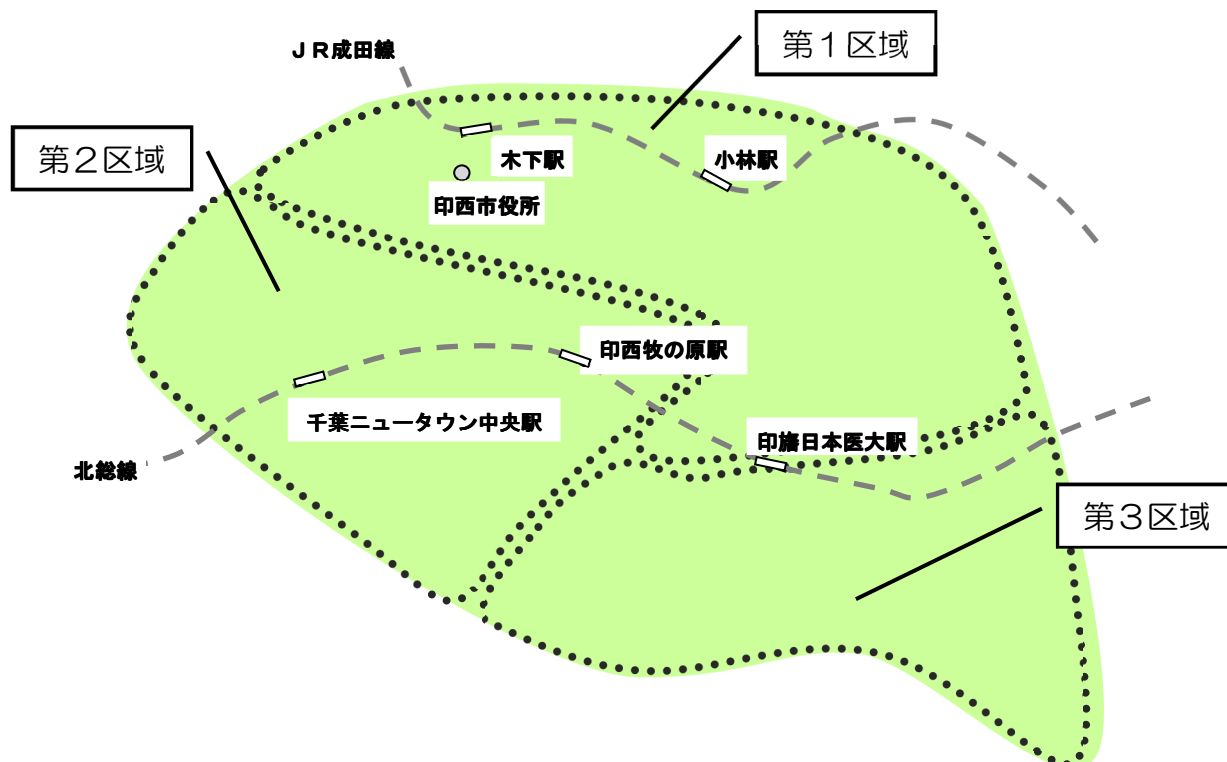
第1区域…木下駅・小林駅を中心とした区域（印西中学校区、小林中学校区、本埜中学校区）

第2区域…千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域

（船穂中学校区、木刈中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、滝野中学校区）

第3区域…印旛日本医大駅を中心とした区域（印旛中学校区）

【区域イメージ】

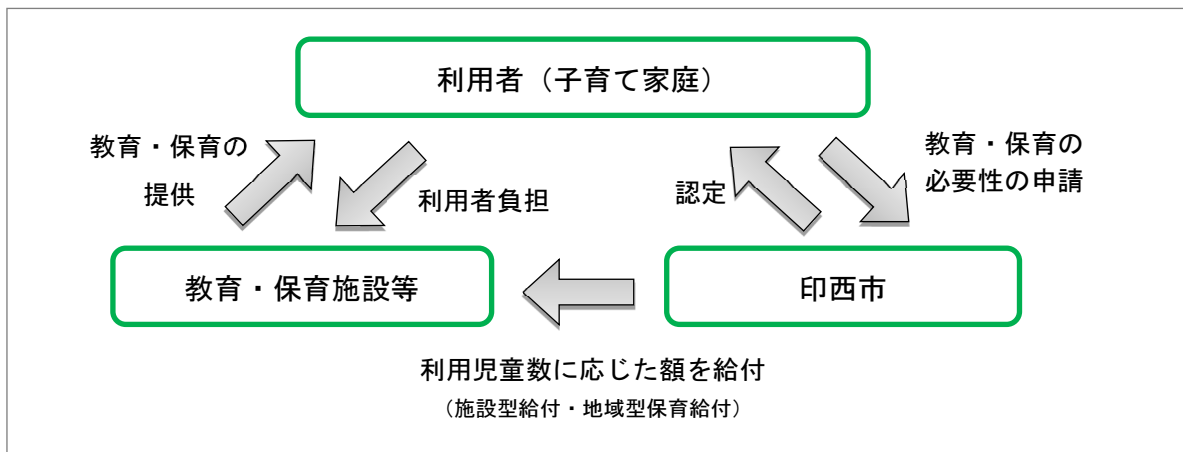


2 教育・保育の量の見込みと提供体制

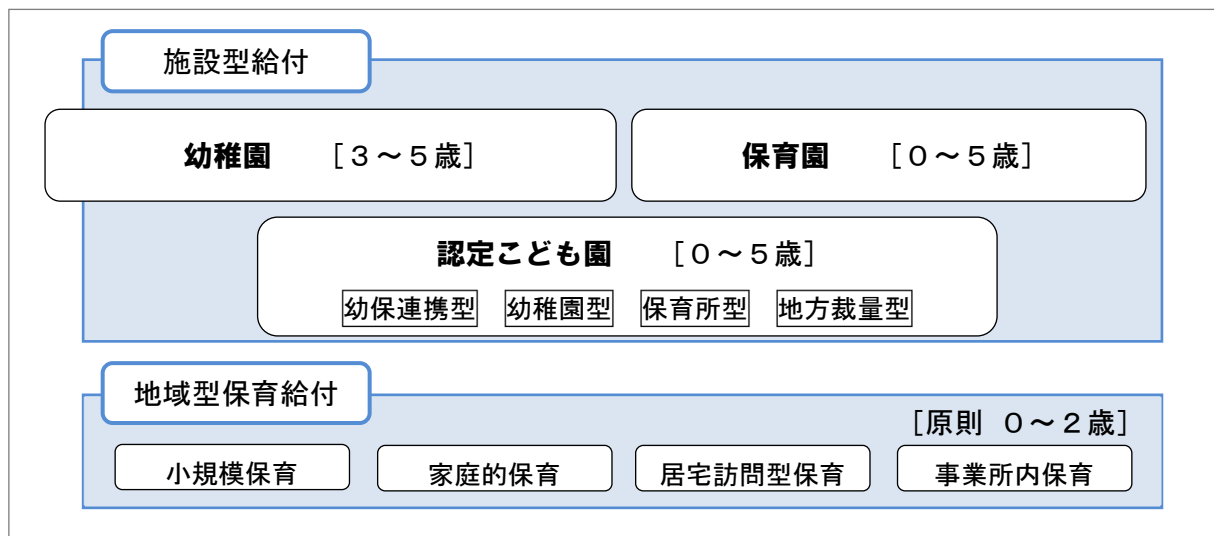
子ども・子育て支援新制度では、就学前の教育・保育（幼稚園・保育園・認定こども園・家庭的保育事業等）の運営に対する財政支援の仕組みとして「施設型給付」「地域型保育給付」が創設されます。

本市では、今後の就学前の教育・保育の量の見込みを踏まえ、これらの給付を受ける施設を含めた受け皿の拡大を図り、子育て環境の充実に努めます。

■ 子ども・子育て支援新制度における給付のしくみ



■ 施設型給付と地域型保育給付の概要



※私立幼稚園は、施設型給付を受けない施設もあります。

「施設型給付」「地域型保育給付」を受ける施設を利用する子どもは、市から支給認定（第1～第3号認定）を受けることになります。

〔認定区分〕 1号：3歳以上。保育の必要性なし。「幼稚園及び認定こども園」

2号：3歳以上。保育の必要性あり。「保育園及び認定こども園」

3号：0～2歳。保育の必要性あり。「保育園及び認定こども園＋地域型保育」

【 量の見込みと確保方策 】

就学前の児童に関して、計画期間の各年度における「教育・保育の量の見込み」及びそれに対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」は次のとおりとなります。

なお、保育士の確保については、平成27年1月に国が公表した「保育士確保プラン」に基づき、保育園等における保育士確保に向けた取り組みをバックアップしていきます。

■ 教育・保育の量の見込み（全体）

項 目	1 号 (人)	2 号 (人)	3 号 (人)		
			0 歳児	1、2 歳児	計
令和2年度	1,784	1,392	275	970	1,245
令和3年度	1,890	1,474	278	948	1,226
令和4年度	2,023	1,578	281	932	1,213
令和5年度	2,060	1,606	285	942	1,227
令和6年度	2,034	1,586	288	953	1,241

（注）量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

■ 教育・保育の量の見込みと確保方策について

項 目		1 号 (人)	2 号 (人)	3 号 (人)		施設・事業者数		
				0 歳児	1・2 歳児	1 号	2 号 3 号	
令和 2 年度	量の見込み	1, 784	1, 392	1, 245				
				275	970			
		第 1 区域		174	33	111		
		第 2 区域		1, 108	228	791		
		第 3 区域		110	14	68		
	確保方策	特定教育・保育施設	848	1, 634	296	911	8	34
		第 1 区域		246	39	155		5
		第 2 区域		1, 283	245	713		28
		第 3 区域		105	12	43		1
		確認を受けない幼稚園	1, 395				5	
		特定地域型保育事業		0	3	6		1
		第 1 区域		0	0	0		
		第 2 区域		0	3	6		1
		第 3 区域		0	0	0		
	計	2, 243	1, 634	299	917	13	35	

項 目		1 号 (人)	2 号 (人)	3 号 (人)		施設・事業者数		
				0 歳児	1・2 歳児	1 号	2 号 3 号	
令和 3 年度	量の見込み	1, 890	1, 474	1, 226				
				278	948			
		第 1 区域		184	34	108		
		第 2 区域		1, 174	230	773		
		第 3 区域		116	14	67		
	確保方策	特定教育・保育施設	848	1, 661	301	932	8	34
		第 1 区域		246	39	155		5
		第 2 区域		1, 310	250	734		28
		第 3 区域		105	12	43		1
		確認を受けない幼稚園	1, 395				5	
		特定地域型保育事業		0	15	54		5
		第 1 区域		0	0	0		
		第 2 区域		0	9	30		3
		第 3 区域		0	6	24		2
	計	2, 243	1, 661	316	986	13	39	

項 目		1 号 (人)	2 号 (人)	3 号 (人)		施設・事業者数		
				0 歳児	1・2 歳児	1 号	2 号 3 号	
令和 4 年度	量の見込み	2, 023	1, 578	1, 213				
				281	932			
		第 1 区域		197	34	106		
		第 2 区域		1, 257	233	760		
		第 3 区域		124	14	66		
	確保方策	特定教育・保育施設	848	1, 661	301	932	8	34
		第 1 区域		246	39	155		5
		第 2 区域		1, 310	250	734		28
		第 3 区域		105	12	43		1
		確認を受けない幼稚園	1, 395				5	
		特定地域型保育事業		0	15	54		5
		第 1 区域		0	0	0		
		第 2 区域		0	9	30		3
		第 3 区域		0	6	24		2
	計	2, 243	1, 661	316	986	13	39	

項 目		1 号 (人)	2 号 (人)	3 号 (人)		施設・事業者数		
				0 歳児	1・2 歳児	1 号	2 号 3 号	
令和 5 年度	量の見込み	2, 060	1, 606	1, 227				
				285	942			
		第 1 区域		200	35	108		
		第 2 区域		1, 280	236	768		
		第 3 区域		126	14	66		
	確保方策	特定教育・保育施設	848	1, 661	301	932	8	34
		第 1 区域		246	39	155		5
		第 2 区域		1, 310	250	734		28
		第 3 区域		105	12	43		1
		確認を受けない幼稚園	1, 395				5	
		特定地域型保育事業		0	15	54		5
		第 1 区域		0	0	0		
		第 2 区域		0	9	30		3
		第 3 区域		0	6	24		2
	計	2, 243	1, 661	316	986	13	39	

項 目		1 号 (人)	2 号 (人)	3 号 (人)		施設・事業者数		
				0 歳児	1・2 歳児	1 号	2 号 3 号	
令和 6 年度	量の見込み	2, 034	1, 586	1, 241				
				288	953			
		第 1 区域		198	35	109		
		第 2 区域		1, 263	239	777		
		第 3 区域		125	14	67		
	確保方策	特定教育・保育施設	848	1, 661	301	932	8	34
		第 1 区域		246	39	155		5
		第 2 区域		1, 310	250	734		28
		第 3 区域		105	12	43		1
		確認を受けない幼稚園	1, 395				5	
		特定地域型保育事業		0	15	54		5
		第 1 区域		0	0	0		
		第 2 区域		0	9	30		3
		第 3 区域		0	6	24		2
	計	2, 243	1, 661	316	986	13	39	

【 確保方策の概要 】

- 幼稚園等（１号認定）における量の見込みに対する確保方策は、認定こども園を含め、既存施設により概ね対応できるものと見込んでいます。
- 保育園等（２号・３号認定）における量の見込みに対する確保方策は、各年度の定員予定としており、現段階では、量の見込みに対応できるものと見込んでいます。
- 第２区域の保育園等（２号・３号認定）については、特に保育需要が見込まれること、また、第３区域についても不足が懸念されることから、対応しているところです。
- 特定地域型保育事業については、待機児童対策において、認可保育園の補完的施設と位置付け、保育の需要及び供給の推移を見ながら検討を進めています。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施するもので、教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する事業です。

教育・保育施設の利用についての情報提供や相談等に応じる「利用者支援」や、家庭で子育てをしている保護者も利用できる「一時預かり」、身近なところで子育て家庭の交流や子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、13の事業が位置付けられています。

地域のニーズに合わせ、多様な子育て支援を計画的に充実させるため、各年度における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及びそれに対応する「事業ごとの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を記載します。

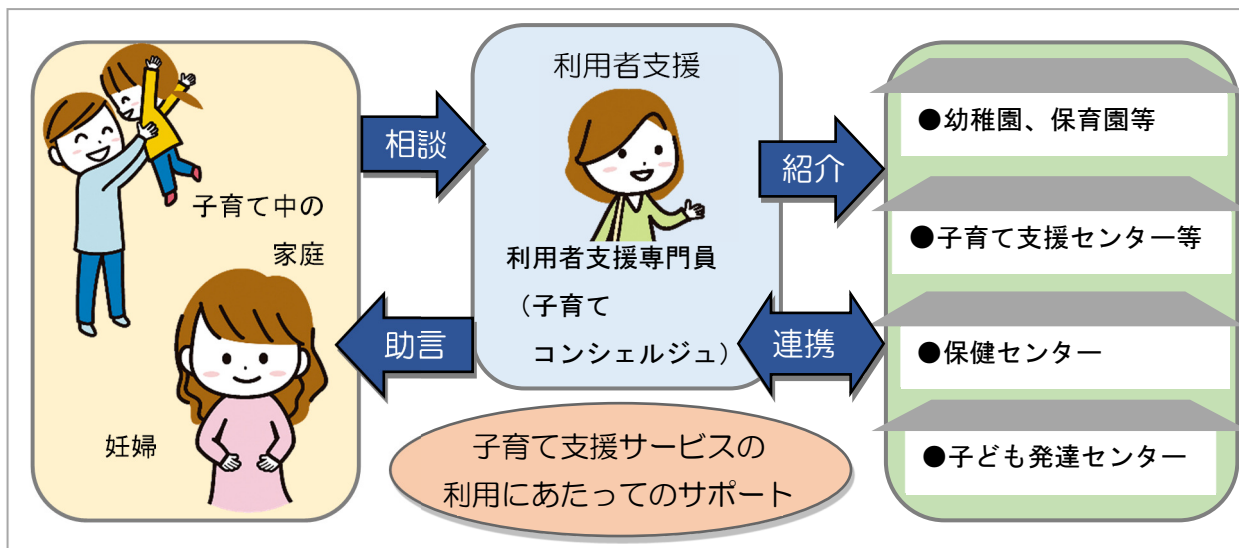
子ども・子育て支援事業計画において 「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたもの

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ・放課後子ども教室）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。

■ 利用者支援事業のイメージ



■ 量の見込みと確保方策

実施箇所数（か所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	11	12	12	12
確保方策	10	11	12	12	12

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○過去5年間の利用実績などから、利用者が増加すると見込まれることから、幼稚園や保育園等の利用をはじめ、子育て支援についての多様な情報提供や相談活動の拠点として位置付け、量の見込み分を確保します。

②地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものです。

■ 地域子育て支援拠点事業のイメージ



■ 量の見込みと確保方策

年間延べ利用回数（回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	195,500	200,000	200,500	201,000	201,500
確保方策	195,500	200,000	200,500	201,000	201,500

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査結果をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○平成31年4月1日現在では20か所で事業を実施していますが、ニーズ調査によると、子育て支援センター等の利用や利用希望は少なくなっています。

○施設数の増加や過去5年間の利用実績などから、利用者は増加すると見込まれることから、各施設等において、利用しやすい環境づくりに努め、利用者拡大を図るよう事業展開をし、量の見込み分を確保します。

■ （参考）地域子育て支援拠点事業・児童館等の利用状況（平成 30 年度）

項 目	施設名等	年間延べ利用人数（人）
地域子育て支援 拠点事業	西の原保育園こあら	5,987
	中央駅前地域交流館子育てルーム	23,010
	小林子育て支援センター	6,553
	滝野子育て支援センター	21,873
	ぴよぴよくらぶ（山ゆり保育園内）	925
	そうふけつどの広場（草深ふれあいの里内）	7,185
	こぎつねコンタの広場（そうふけ児童館内）	5,352
	わくわくぽかぽか広場 （子どもふれあいセンター内）	1,978
	マメタのぼんぼこ広場（いんば児童館内）	8,337
	みんなのおへや（原山保育園内）	369
	しおんひろば（しおん保育園内）	5,570
	りんりんひろば（銀の鈴保育園内）	449
	さくら広場（牧の原宝保育園内）	1,898
	ちゅうりっぷルーム（草深こじか保育園内）	320
	ぴかぴかルーム（星虹保育園内）	327
	ぽかぽかルーム（星虹第二保育園内）	1,493
	あひるルーム（小倉すくすく保育園内）	723
	たつのこクラブ（エンジェルハート保育園内）	1,884
	にじっこルーム（印西ひかりこども園内）	921
	キャタピラークラブハウス （RainbowWingsInternational）	400
	計	95,554
児童館	そうふけ児童館	31,803
	いんば児童館	23,661
	子どもふれあいセンター	9,089
	中央駅前地域交流館	23,272
	計	87,825
合 計		183,379

③妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう、実施する事業です。

■ 妊婦健康診査の実施方法

妊娠届出時に母子健康手帳交付と同時に、基本的な妊婦健康診査、超音波検査、子宮頸がん検診、血液検査等を含む14枚の受診券を配付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

■ 量の見込みと確保方策

対象実人数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	874	884	894	905	915
確保方策	874	884	894	905	915

注）量の見込みは、出生数の見込みをもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○受診率は100%のため、量の見込み分を確保します。

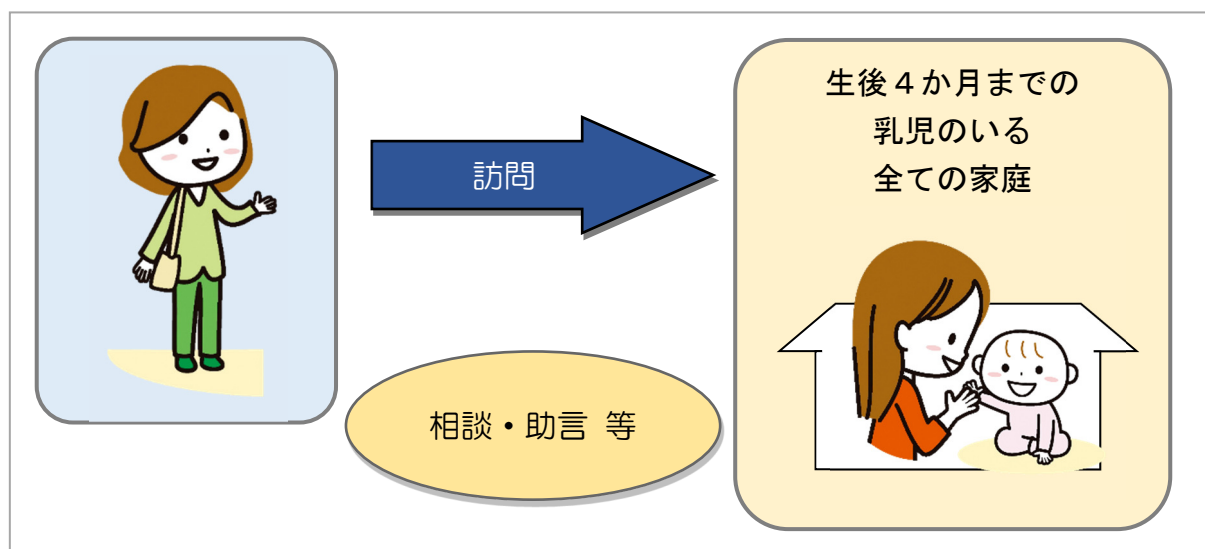
○事業実施については、県医師会及び委託医療機関の協力を得て、引き続き実施していきます。

○安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊婦健康診査の適切な受診について啓発を行います。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

■ 乳児家庭全戸訪問事業のイメージ



■ 量の見込みと確保方策

対象実人数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	874	884	894	905	915
確保方策	874	884	894	905	915

注）量の見込みは、出生数の見込みをもとに算出しています。

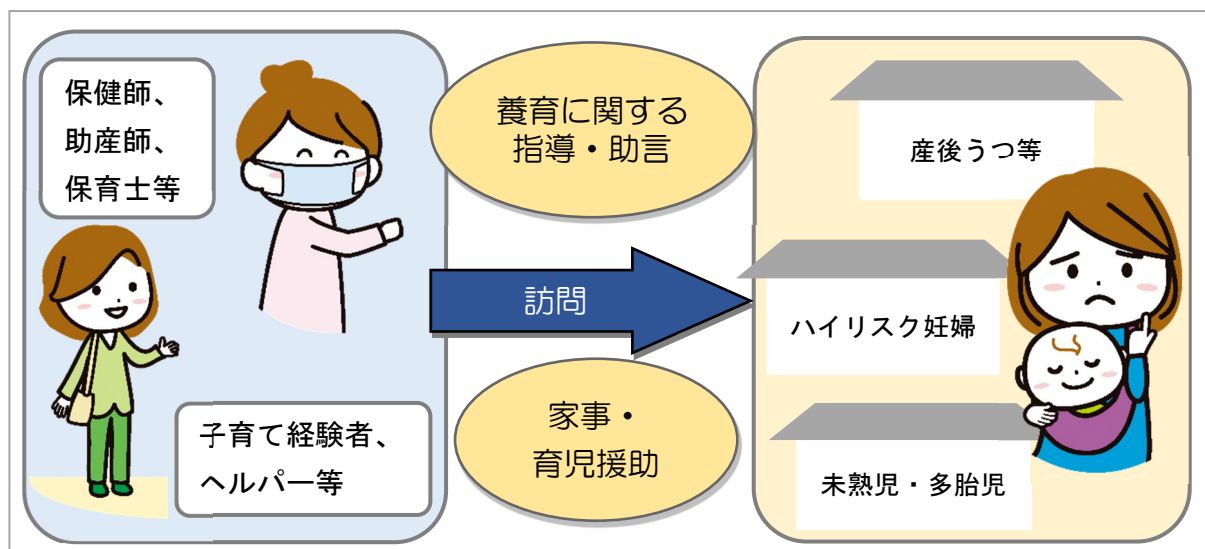
■ 確保方策の概要

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を全戸訪問し、量の見込み分を確保します。
- 今後も900人前後の出生が見込まれることから、引き続き委託助産師の確保に努め、事業を実施していきます。
- 妊娠中から出産前後の支援が必要な対象者について、早期に保健師等が関わることをできるよう、医療機関と連携を図ります。
- 継続的な支援が必要な家庭については、関係機関との連携などにより、育児の支援・見守りを行います。

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行います。

■ 養育支援訪問事業のイメージ



■ 量の見込みと確保方策

対象実人数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	12	14	16	18
確保方策	10	12	14	16	18

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績をもとに算出しています。

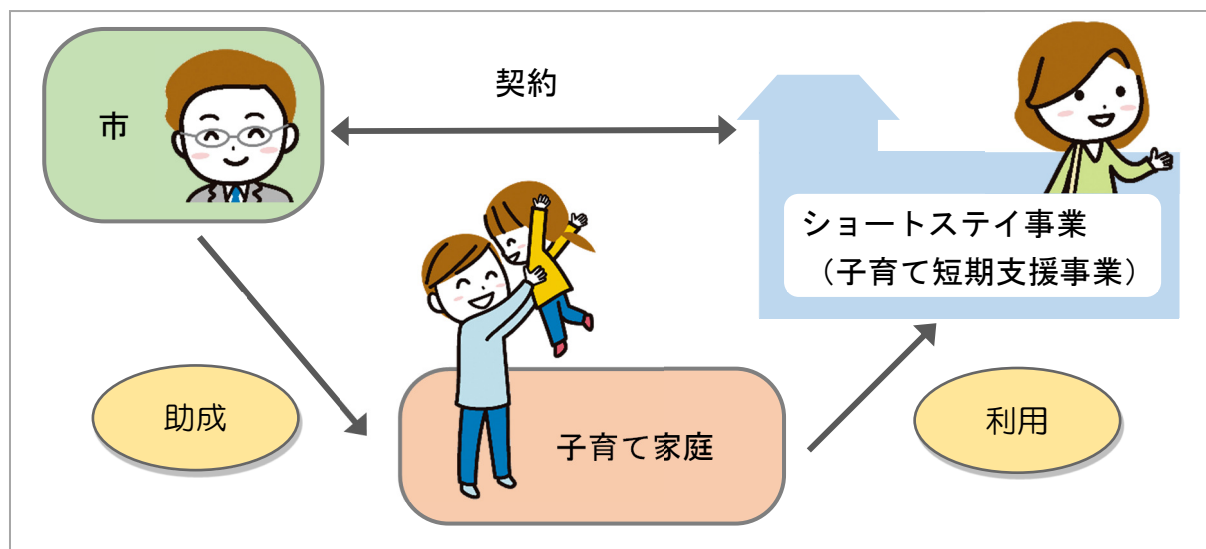
■ 確保方策の概要

- 利用者が増加傾向にあることから、支援体制を整備し、量の見込み分を確保します。
- 家庭児童相談や乳児家庭全戸訪問事業等により児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行い、支援体制を整備していきます。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。

■ 子育て短期支援事業のイメージ



■ 量の見込みと確保方策

年間延べ利用回数（回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13	14	15	16	17
確保方策	13	14	15	16	17

注）量の見込みは過去5年間の利用実績をもとに算出しています。

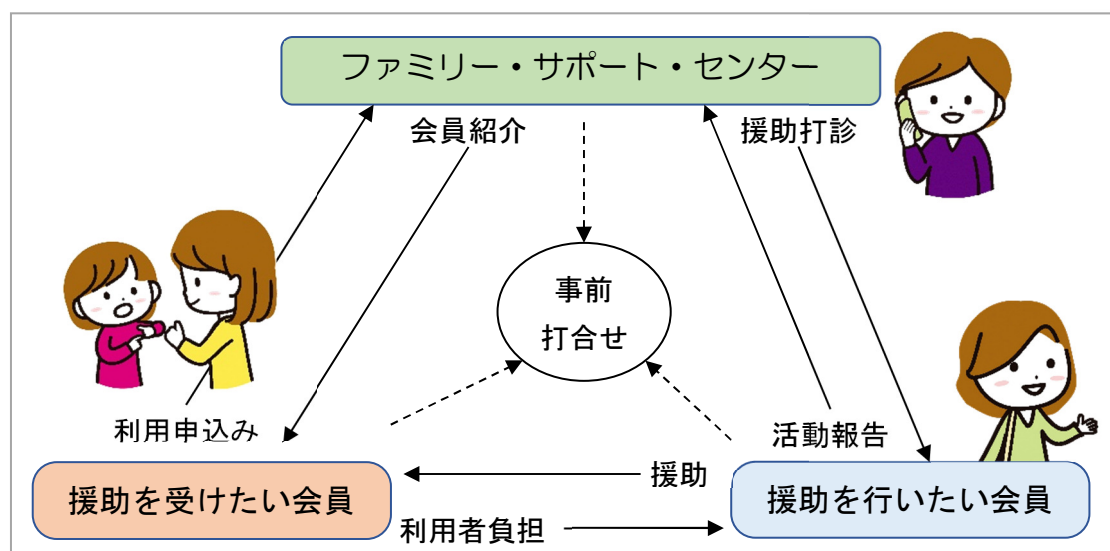
■ 確保方策の概要

○必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを進め、量の見込み分を確保します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を行いたい人（提供会員）と援助を希望する人（利用会員）からなる会員組織による育児に関する相互援助活動を行う事業です。

■ ファミリー・サポート・センター事業のイメージ



（参考）ファミリー・サポート・センターの活動実績

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用会員（人）	406	395	486	540	589
提供会員（人）	88	86	82	84	97
両方会員（人）	53	51	68	66	74
会員合計（人）	547	532	636	690	760
年間利用時間（時間）	1,619	1,423	1,696	1,955	1,439

■ 量の見込みと確保方策

年間延べ利用時間（時間）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,204	2,259	2,335	2,370	2,365
確保方策	2,250	2,300	2,350	2,400	2,400

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

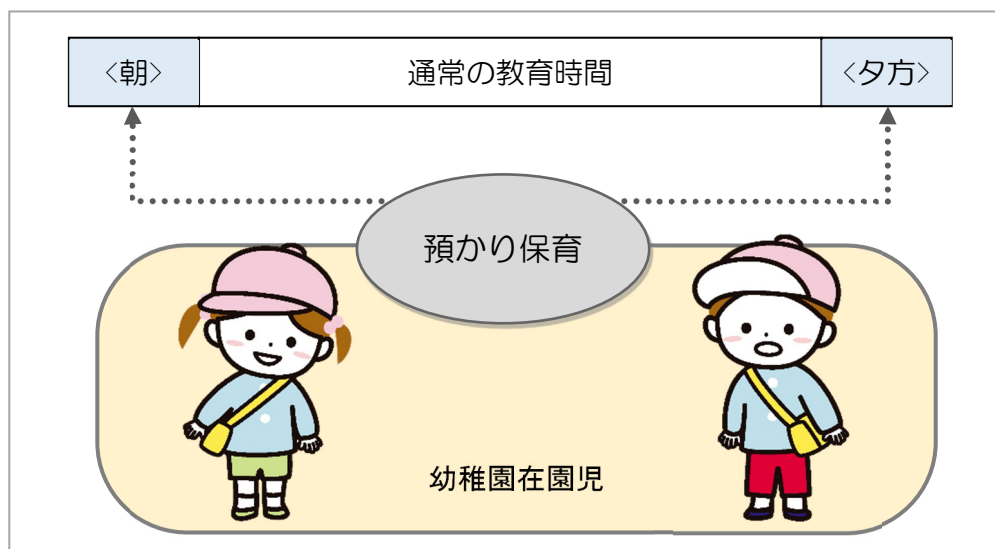
○過去5年間の利用実績や無償化等により、今後の利用が増加することが見込まれることから、提供会員や両方会員の増員を図ることにより、量の見込み分を確保します。

⑧一時預かり事業

【 幼稚園 】

幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間を超えて園児を預かる事業です。

■ 幼稚園における預かり保育のイメージ



■ 量の見込みと確保方策

年間延べ利用回数（回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33,700	35,700	38,200	38,900	38,400
確保方策	33,700	35,700	38,200	38,900	38,400

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績と人口推計をもとに算出しています。

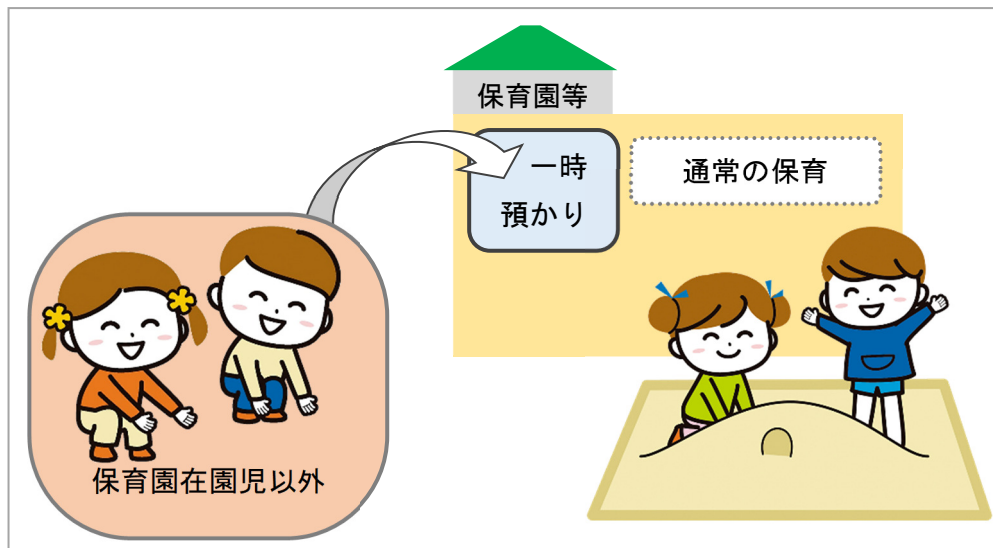
■ 確保方策の概要

○幼稚園在園児の預かり保育は増加傾向を続けており、幼児教育・保育の無償化によりさらなる利用が見込まれることから、私立幼稚園の預かり保育の拡充などにより、量の見込み分を確保します。

【 保育園等 】

家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳幼児を保育園、認定こども園などにおいて、一時的に保育（主として昼間）を行うものです。

■ 保育園等における一時預かりのイメージ



■ 量の見込みと確保方策

年間延べ利用回数（回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,800	5,950	6,150	6,240	6,230
確保方策	5,800	5,950	6,150	6,240	6,230

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績と人口推計をもとに算出しています。

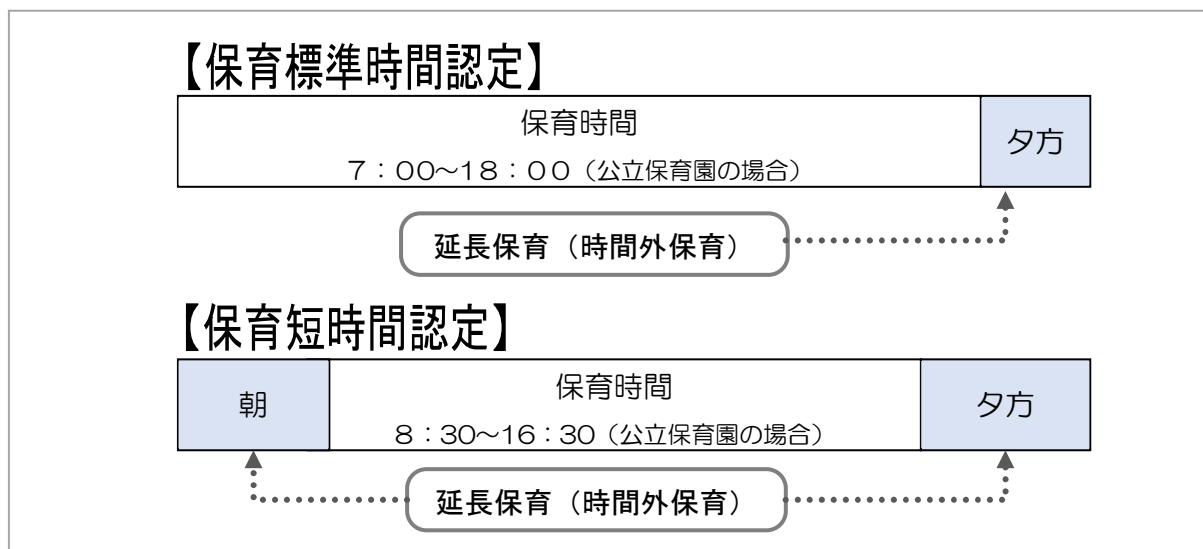
■ 確保方策の概要

○保育士の確保等による受け入れ体制を整備し、量の見込み分を確保します。

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

認定こども園や保育園等において、認定区分ごとに定められた保育時間を超えて、保育を実施する事業です。

■ 延長保育（時間外保育）のイメージ



■ 量の見込みと確保方策

利用実人数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,430	1,480	1,480	1,480	1,480
確保方策	1,430	1,480	1,480	1,480	1,480

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績をもとに算出しています。

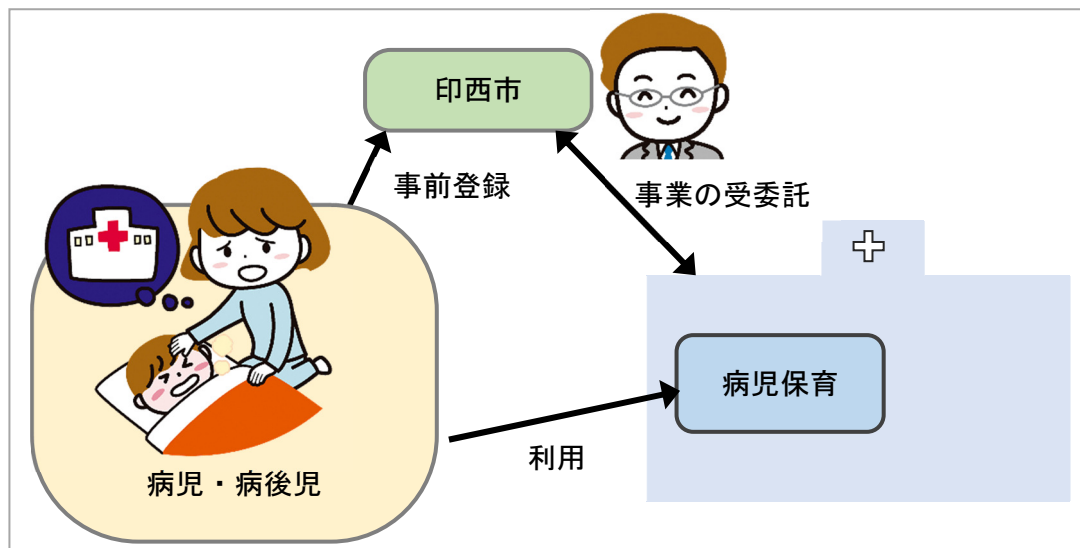
■ 確保方策の概要

○保育士の確保等による受け入れ体制を整備し、量の見込み分を確保します。

⑩病児保育事業

病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

■ 病児保育事業のイメージ



※病 児…病気の回復期に至ってはいないが、当面の症状の急変が認められない児童

※病後児…病気の回復期ではあるが、集団保育が困難な児童

■ 量の見込みと確保方策

利用実人数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	520	530	550	560	560
確保方策	520	530	550	560	560

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績と人口推計をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○過去5年間の利用実績による量の見込み分を確保します。

⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ・放課後子ども教室）

【 学童クラブ 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

■ 量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1～3年生（人）	1,016	1,072	1,099	1,158	1,227
	4～6年生（人）	268	276	285	293	309
	計（人）	1,284	1,348	1,384	1,451	1,536
	か所数（か所）	32	33	34	34	34
確保方策	1～6年生計（人）	1,400	1,565	1,645	1,645	1,645
	か所数（か所）	32	33	34	34	34

注）量の見込みは、過去5年間の利用実績とニーズ調査の結果をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○過去5年間の利用実績やニーズ調査結果から、増加が見込まれるため、学童クラブの増設等により、量の見込み分を確保します。

【 放課後子ども教室 】

全ての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

■ 量の見込みと確保方策

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	利用人数（人）	90	90	90	90	90
	か所数（か所）	3	3	3	3	3
確保方策	利用人数（人）	90	90	90	90	90
	か所数（か所）	3	3	3	3	3

注）量の見込みは、過去３年間の利用実績をもとに算出しています。

■ 確保方策の概要

○過去３年間の利用実績をもとに量の見込みを算出しています。

○今後は、利用人数・か所数の拡大に努めるとともに、学童クラブとの一体的な実施を検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、新制度未移行幼稚園における副食材料費の一部等を助成する事業です。

【確保方策の概要】

○今後の国・県の動向を踏まえ、引き続き必要に応じて実施していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○新規参入施設等への巡回支援

待機児童対策として、新規保育施設の整備が進められる中、すべての特定教育・保育施設や特定地域型保育事業が、保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう、保育施設の巡回による支援や助言、研修等を行う事業です。

○認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して職員の加配に必要な費用の一部を補助するための事業です。

【確保方策の概要】

○今後の国・県の動向を踏まえ、引き続き必要に応じて実施していきます。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つことから、保護者の就労状況の変化などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れることが可能なため、子どもにとっても継続的、安定的な保育環境を提供することができる施設です。

認定こども園の機能について、広く周知や理解を進め、市内における待機児童の状況や子育て家庭の意向、国や県の動向なども踏まえながら、認定こども園の普及について促進していきます。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校等との連携の推進

乳幼児期の発達には連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識に立ち、質の高い教育・保育を提供するため、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業者、さらに小学校との相互の連携を図ります。

また、教育・保育施設の職員（幼稚園教諭、保育士、保育教諭等）と小学校の相互交流により、教育及び保育内容の充実につなげていきます。